

令和5年度 豊田市立畝部小いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

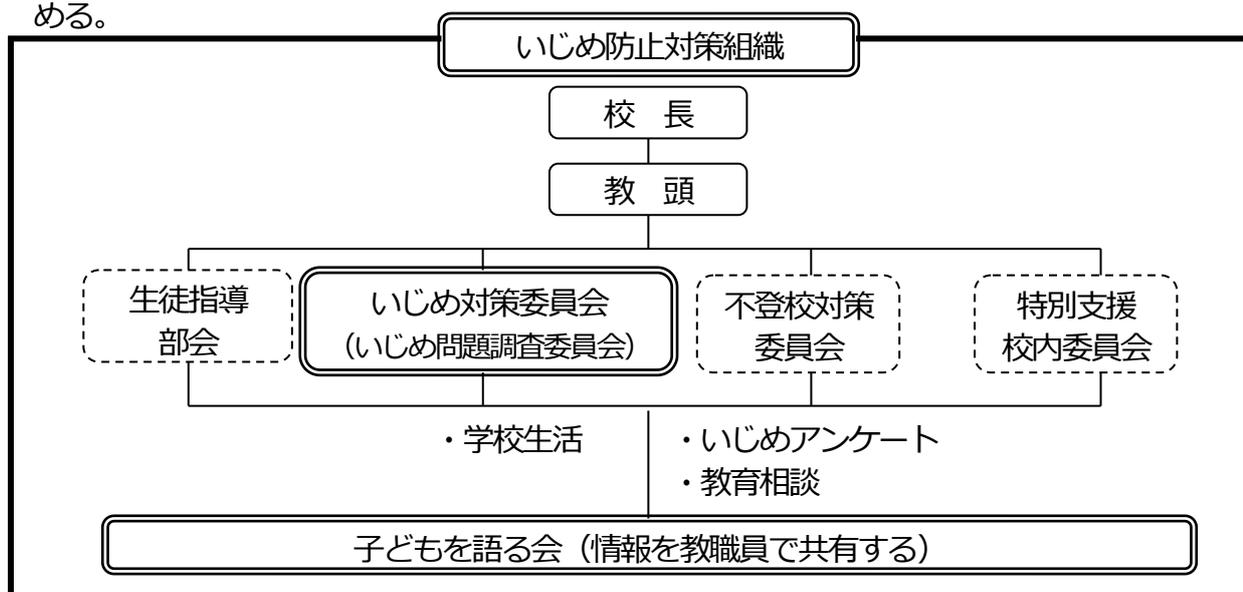
これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってなければならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(いじめ防止のための基本姿勢5つのポイント)

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



外部の専門家、関係機関との連携 (パレクとよた・児童相談所・子どもの権利相談室・警察 等)

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
 - ・いじめ解消の判断をする。
 - ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
 - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
 - ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
 - ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- 校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター ○教務主任 ○校務主任
- 教育相談主任 ○生徒指導主任 ○学年主任 ○養護教諭
- スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー 等
- ※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える
- 主任児童委員 ○学校運営協議会委員 ○PTA代表者 等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットや SNS の正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) 早期発見の取組

- ア 学校生活アンケート（いじめアンケート）（4月・6月・9月・11月・1月の年5回）や教育相談を定期的（6月、11月の年2回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 月に1回職員会議後に「教職員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を週2回の打合せに設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- カ 畝部つ子を語る会（4月、6月、9月の年3回）を設け、子どもたちの様子や起きた問題などを共通理解し、子どもたちの問題を全職員で話し合う場を、定期的に確保する。
- キ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- ク 保護者向けのいじめアンケートを定期的（6月の年1回）に実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。
- ケ 担任は個人ノートや日記などから、交友関係や悩みを把握し、トラブルに発展しないよう支援・指導に努める。
- コ 「先生たすけて」を活用し、毎日相談の有無を確認する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を

中心に組織的に対応する。

イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。

エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ(解決)と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめ解決の目安>

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめはないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめはないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在いじめはないと判断できる。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回(7月、12月)、「保護者アンケート」を年1回(6月)実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修(OJT研修)を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画>

| | いじめ防止対策組織 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 | |
|-----|-------------|---|---|--|---|
| 4月 | P ↓ | ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○畝部っ子を語る会 | ○学級開き、学年開き ○子どもを語る会 ○児童、保護者へ相談室やSCの児童、保護者への周知 | 「学校生活アンケート（いじめアンケート）」○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 | ○個別懇談会 ○学校いじめ防止基本方針」の公開 |
| 5月 | | D | ○校内いじめ対策委員会 ○子どもを語る会 ○ファミリー活動開始 | | ○授業参観 ○学校運営協議会 |
| 6月 | ↓ | ○畝部っ子を語る会 ○校内いじめ対策委員会 ○いじめの防止に関する校内研修（OJT研修） | ○保健指導（心と体の成長） ○子どもを語る会 | ○「学校生活アンケート（いじめアンケート）」○教育相談週間 | ○保護者「学校生活アンケート」 |
| 7月 | | ○校内いじめ対策委員会 ○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 | ○子どもを語る会 | | ○個別懇談会（希望制） ○特別支援コーディネータによる面談 ○保護者への学校アンケート |
| 8月 | C | ○中間評価→検証 | ○子どもを語る会 | | |
| 9月 | ↓ | ○畝部っ子を語る会 ○校内いじめ対策委員会 | ○子どもを語る会 | ○身体測定 ○「学校生活アンケート（いじめアンケート）」 | ○授業参観、学校保健委員会 |
| 10月 | | A | ○校内いじめ対策委員会 | ○子どもを語る会 | |
| 11月 | ↓ | ○校内いじめ対策委員会 | ○子どもを語る会 | ○「学校生活アンケート（いじめアンケート）」○教育相談週間 | ○保護者への学校評価アンケート ○授業参観（道徳） |
| 12月 | | P | ○保護者アンケートの実施 ○校内いじめ対策委員会 ○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 | ○人権週間（集会） ○赤い羽根募金活動 ○子どもを語る会 | |
| 1月 | D | ○保護者アンケートの集計とまとめ ○校内いじめ対策委員会 | ○福祉実践教室 ○保健指導（命の大切さ） ○子どもを語る会 | ○身体測定 ○「学校生活アンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間 | |
| 2月 | C | ○学校自己評価 ○校内いじめ対策委員会 | ○子どもを語る会 | | ○学校運営協議会 ○授業参観 |
| 3月 | A | ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○校内いじめ対策委員会 | ○卒業生を送る会 ○子どもを語る会 | □文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査 | ○学校自己評価の結果の検証 |
| 通年 | ↓ P へ | ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○校内のいじめに関する情報の共有（子どもを語る会） ○伝達講習を定期的に行う（OJT） | ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○OSCによる校内研修 ○デジタル・シティズンシップ教育の推進（小1～2ねん：年間2時間以上、小3～6：年間3時間以上実施） ○命を大切に授業の充実 ○異学年交流（ファミリー活動） | ○子どもを語る会の実施（毎週） ○SCによる相談 ○日記 ○「先生たすけて」の運用 ○健康観察の実施 | ○あいさつ運動（年3回） |